

# 信頼される教職員のために

不祥事根絶パンフレット

## きっと、

みなさんは、「すべては子どもたちのために」を合言葉に、毎日、真剣に児童生徒と向き合い、よりよい学校づくりのために、惜しみない「努力」をされていることと思います。

## そして、

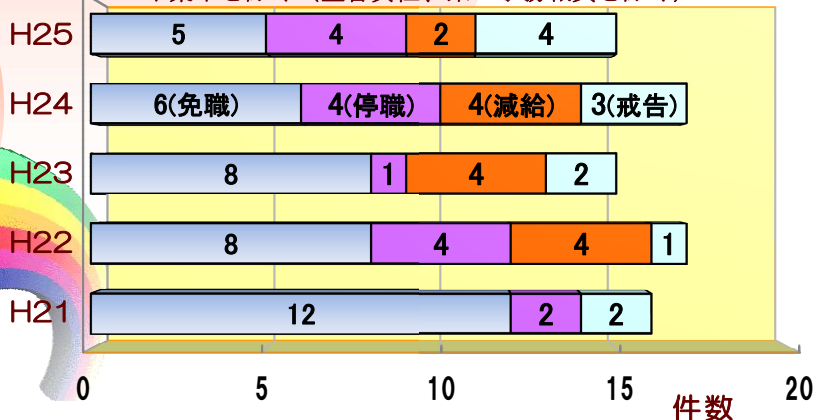
みなさんは、児童生徒の成長を糧に、ひとつひとつ「努力」を積み重ねています。その熱意が、児童生徒、そして保護者・地域の方々の「信頼」へと結びついていると考えます。

## ところが、

教職員の不祥事が後を絶ちません。不祥事を起こすことで、積み重ねてきた「信頼」が一瞬で崩れてしまいます。パンフレットの内容を自分の問題としてとらえて行動しましょう。

過去5年間の懲戒処分件数 (H25.12月現在)

千葉市を除く (監督責任、県立事務職員を除く)



ゼロ  
不祥事0

自らの行動に対しては、

- ◎家族に胸をはって話せるか？
- ◎見つからなければ、大丈夫と思ってないか？
- ◎第三者として新聞で見たらどう思うか？

と常に自問し、生活していきましょう。



月

日

( )

日直

# Ⅰ わいせつ・セクハラの実例

県立高校に勤務する教諭は、高校2年生の時に担任をしていた女子生徒とメールでやり取りをするようになった。また、直接会って相談がしたいという女子生徒の申し出に応じて、女子生徒を車に乗せ、女子生徒宅付近まで送るようになった。その後、メールのやりとりから教諭の自宅を知った女子生徒が自宅を訪ねてくるようになった。ある晩、教諭は、女子生徒とともに飲酒した後、性的な関係を持った。

## 事故に至る背景

- ・生徒と教育相談をした際、安易に女子生徒に携帯電話の番号を教えた。
- ・生徒とメールのやり取りをすることについて保護者や管理職の許可をとっていなかった。
- ・車に乗せたり、自宅に生徒を入れるなど、教師と生徒が、一人対一人になる環境があった。
- ・未成年である生徒と飲酒をした。
- ・生徒が好意を寄せていることに対し、教師としての対応ができなかった。

## 事故後の状況

- ・生徒は、精神的に不安定な状態になった。
- ・教諭は、懲戒免職となった。

## 事故防止のための学校としての留意点

- ①メール使用時のルール徹底
  - ・メールアドレスの収集は、管理職の許可と保護者の同意を得る。
  - ・児童生徒への電子メールでの連絡は必要最小限に留め、私的使用は厳禁とする。
- ②教育相談体制の確認
  - ・教育相談は、複数で組織的に対応する。
  - ・教育相談は、校内で行うことを原則とし、やむを得ず校外で行う場合は、管理職の許可を得る。
- ③職員の自家用車への児童生徒の同乗禁止
  - ・人命にかかわる救急業務等以外、児童生徒を自家用車に同乗させることは禁止する。
  - ・やむを得ず児童生徒を自家用車に同乗させる場合は、管理職の許可を得る。
- ④児童生徒の発達段階に応じた距離感を持ち、誤解を招く行為はしない。
- ⑤校内研修を行い、教職員の使命感及びモラルを向上させる。
- ⑥教職員一人一人が、日常の言動について、気軽に注意し合えるような雰囲気や人間関係を醸成する。（「しない」、「させない」、「見逃さない」、という職場環境づくり）

## <他の事例>

学校種別	処分	事故の概要
高等学校 教諭 20歳代	免職	教諭は、駅構内を歩いていた女子高校生に背後から近づき、ホームに向かう上りエスカレーターで、被害者のスカート内を手提げバッグに隠したスマートフォンで動画撮影したところ、現行犯逮捕された。
特別支援学校 教諭 60歳代	免職	教諭は、勤務校のトイレ内で、20歳代の元教え子の女性をビデオカメラで撮影した。

学校種別	処 分	事故の概要
小学校 教諭 50歳代	免 職	教諭は、職員歓迎会の二次会の居酒屋に向かう途中、同僚の女性職員に対して、腰に手を回すなどのセクハラ行為を行った。さらに校外で、身体を触るなどのわいせつな行為を行った。
中学校 教頭 50歳代	停 職 3 月	教頭は、スーパーマーケットの売り場内において、陰部を露出するわいせつな行為を行った。公然わいせつ容疑で逮捕されたが起訴猶予となった。教頭は依願退職した。
特別支援学校 介助員 60歳代	停 職 1 月	職員は、スクールバス内で、中学部男子生徒の下腹部を服の上から1回につき1、2度、計5回程度触る行為を繰り返した。
高等学校 教諭 50歳代	減 給 3 月	教諭は、顧問を務める部活動の女子生徒を自らの車に乗せ、同生徒宅の最寄り駅まで送る途中、同生徒の手を握ったことにより、強い不快感を抱かせた。また、別の女子生徒に、不適切な内容のメールを複数回送ったことにより、強い不快感を抱かせた。

### <事故職員の声>

- ・相手の心に深い傷を与えてしまった自分自身を許せない。
- ・教員としてやってはいけないこと、人間として恥ずかしいことをしてしまった。自分自身に対しても嫌気が差してくる。
- ・一番、心が傷ついたのは、被害生徒とその両親である。関係者の信用を失墜させ、全ての教員の信頼を失わせてしまった。自分勝手に無責任であり、申し訳ない。
- ・処分の有無にかかわらず、自ら責任をとって、教職の道から去らなければならないと思う。

### <事故職員が語る対策>

- ・校内研修に自分の問題として、真剣に取り組む。
- ・携帯電話、スマートフォン、メール等の通信ツールについて、校内ルールを厳守する。
- ・児童生徒の相談を一人で抱え込まず、複数で対応するなど組織で取り組む。

## <懲戒処分の指針> セクシュアル・ハラスメント関係（抜粋）

### 1 一般サービス関係

(15) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）

ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員は、**免職**又は**停職**とする。

イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した職員は、**停職**又は**減給**とする。この場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は**免職**又は**停職**とする。

ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、**減給**又は**戒告**とする。

### 3 児童生徒に対する非違行為関係

#### (2) わいせつな行為等

ア 児童生徒に対してわいせつな行為を行った職員は、**免職**とする。

イ 児童生徒に対してわいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、**停職**又は**減給**とする。ただし、性的な言動を執拗に繰り返すなど特に悪質な場合は、**免職**とする。

#### 5 その他の非違行為関係

#### (12) わいせつな行為等

ア 暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした職員は、**免職**とする。

イ 18歳未満の者に対して、みだらな性行為又はわいせつな行為をした職員は、**免職**又は**停職**とする。

ウ 公共の乗物等において痴漢行為をした職員は、**免職**又は**停職**とする。

エ のぞき、不適切な裸体・下着姿の撮影（隠し撮りを含む。）その他のわいせつな行為を行った職員は、**免職**、**停職**又は**減給**とする。

#### (13) ストーカー行為

つきまとい、待ち伏せ、押しかけ等のストーカー行為をした職員は、**停職**、**減給**又は**戒告**とする。

#### <関連法規等>

#### **刑法** 第174条（公然わいせつ）

公然とわいせつな行為をした者は、6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

#### **同法**第176条（強制わいせつ）

13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6年以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

#### **児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律**

#### **第4条**（児童買春）

児童買春をした者は、5年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。（「児童」とは18歳に満たない者）

#### **児童福祉法** 第34条第1項第6号（要約）

児童に淫行をさせる行為をしてはならない。

#### **千葉県青少年健全育成条例** 第20条第1項（みだらな性行為等の禁止）

何人も、青少年に対し、（略）性行為又はわいせつな行為をしてはならない。（「青少年」とは小学生から18歳未満の者）

#### **同条例** 第28条第1項

第20条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

#### **公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例**

#### **第3条**第2項（粗暴行為（ぐれん隊行為等）の禁止）

何人も、女子に対し、公共の場所又は公共の乗物において、女子を著しく羞恥させ、又は女子に不安を覚えさせるような卑わいな言動をしてはならない。男子に対するこれらの行為も、同様とする。

#### **同条例** 第13条第1項

第3条第2項（略）に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

## <先輩と後輩の会話>

ここで、ひと休み！

不祥事に関する素朴な質問から、見えてくるものはありませんか。

### 先輩と後輩の会話 ①

後：先輩、4月からモラルアップ委員に指名されました。

先：君も3年目なんだから、いい勉強になるんじゃないの。

後：でも、他人に服務のことを言える柄でないですよ。

先：服務って、「してはダメなこと」「すべきこと」という意味だけど、学校がもっとよくなるという視点で活動したらどうだろうと思うけど。

後：なるほど、なんか先輩がモラルアップ委員長みたいですよ。

先：俺が委員長だけど・・・。

### 先輩と後輩の会話 ②

後：盗撮とか、飲酒運転など、職場外で不祥事をしてしまう教職員もいるんですね。

先：盗撮などはゲーム感覚でスリルだけを味わっていた人もいと聞くよ。

後：先日も、盗撮で逮捕され、免職になった人がいましたね。

先：してはいけない一線を安易に越えてしまった例だと思うけど、本人はまさか自分が逮捕され、手錠をかけられたり、警察で取り調べを受け、何週間も身柄を拘束されたりすることなど想像もしていなかっただろうね。もちろん、免職となって、教員免許も失効となり、個人名まで報道され、その後の生活で何を失うのか、周囲にどんな迷惑をかけるのかまで考えて行動していたとは思えないね。

後：自校の生徒にわいせつ行為をした職員もいましたが、退職金も出ないですよ。

先：そうだね。収入が絶たれば、子どもの教育費や家のローンなど、家族も含めて、大変なことになるよ。事故のことを知った時、その先生のことを信頼していた児童生徒や保護者のショックは相当なものだろうね。報道で知った地域の人々や卒業生などからの憤りや落胆もあるだろうし、僕らも含めた同業者にとっては、県民の信頼を回復していかなければならない事になるんだよ。

後：不祥事を起こしたら、その後の自分や周囲の人々がどのような状況になるかシュミレーションする研修をやってみたらどうでしょうか。

先：そうだね。次回の研修として検討してみよう。

## II 体罰の事例

中学校に勤務して8年目になる教諭は、第3学年担任として毅然とした生活指導を行い、多くの保護者から、子どもたちに基本的な生活習慣が身についたと言われ、支持されていた。

9月に入り、教諭は、数名の教科担任から担当する生徒Aについて「Aが立ち歩いたり、奇声を上げたりして授業にならない。」という声を耳にするようになった。放課後、Aに事情を聞くと、Aは、教室に居場所がないことや、進学先について両親の口論が絶えないことを話した。教諭が話を聞き終えると、Aは「先生に迷惑をかけて、すみませんでした。」と言った。その後、Aによる授業妨害がある度に、教諭はAに対して粘り強く指導した。

ある日、教諭は、給食指導を終えて職員室に戻ったところ、学年職員から「Aが言うことを聞いてくれないから、何とかしてほしい。」と頼まれた。

5校時は、道徳の授業であった。教諭は、居眠りをしているAに声をかけたところ、「うるさい。お前に関係ないだろう!」と言って立ち上がった。教諭は、教室を出ようとするAが掴んだ教諭の手を振り払ったことに激高し、「いい加減にしろ。」と言って右平手でAの左ほほを1回強く叩いた。Aは、しばらく立ち尽くしていたが、自席に大人しく座った。

教諭は、Aに目立った外傷もないことから、そのまま帰宅させた。その日の夜、教諭は、Aの自宅に電話を入れたところ、Aの母親から「うちの子が悪かった。申し訳ない。」と言われて、ほっとした。

月曜日の早朝、Aの父親が「体罰があったのに謝罪に来ないのはどういうことか。」と言って来校し、Aが「先生が怖くて学校に行きたくない。」と言っていることを校長に訴えた。

### 事故に至る背景

- ・生徒が反抗的な態度をとったため、それまでの指導に対する無念さが、短絡的に生徒を許せないという思いに変わってしまい、生徒指導に対する長期的な視点を見失ってしまった。
- ・親身になって生徒に関わってきたが、生徒に変容が見られないことに責任を感じ、他の職員の訴えに生徒の担任として一人で応えなければならないとする焦りがあった。
- ・教諭は、教科指導、生徒指導、部活動指導、学級事務など、多岐にわたる校務を抱えており、生徒の他愛もない行為に対して感情的になった。

### 事故後の状況

- ・体罰の事実を直ちに管理職に報告せず、対応が遅れた。
- ・学校生活に消極的な考えを持っている生徒は、教諭から体罰を受けたことを欠席する理由とした。
- ・生徒が不登校となったことで、保護者に謝罪が受け入れられなかった。
- ・保護者から損害賠償請求がなされて、教諭の行為について民事裁判となった。
- ・教諭は、学級担任、部活動顧問から退いた。

### 事故防止のための学校としての留意点

- ①体罰禁止の趣旨を、日頃から周知徹底する。
- ②生徒理解や生徒指導の進め方について研修し、児童生徒の指導の在り方を身につけられるように努める。
- ③自校の課題を組織で共有し、解決しようとする校内体制を確立する。
- ④管理職は、週休日を含め、部活動の活動状況を把握する。
- ⑤体罰をしている同僚を見たら、直ぐに止め、管理職に報告する。

## <他の事例>

学校種別	処 分	事故の概要
中学校 教諭 50歳代	停 職 3 月	教諭は、教室において生徒の態度に腹を立て、右手で胸ぐらをつかみ、木の壁に3回背中をぶつけた。そのまま、教諭は、右足を生徒の右足にかけた体勢で、後ろに押し倒したところ、生徒は後頭部を床に強打し、頭蓋骨骨折全治2か月の怪我を負った。
小学校 教諭 60歳代	停 職 1 月	教諭は、授業中、机に伏せていた児童に声をかけたところ、手を振り払ったため、左右の頬を平手でたたき、両頬を両手ではさむように6～7回叩いて、打撲全治1週間の怪我を負わせた。
高等学校 教諭 20歳代	減 給 3 月	教諭は、6月頃から翌年1月初旬頃までの間、男子部員約13名に対して、練習試合でミスをした際に、平手で頬を叩いたり、足や脇腹を蹴ったりする体罰を繰り返し行った。生徒らに怪我はなかった。
中学校 教諭 40歳代	減 給 1 月	教諭は、放課後、男子生徒の発した言葉に対して腹を立て、胸ぐらをつかんで壁に押し当てた後、首を掴んで教室に連れて行き、教室の壁に押し当てた。生徒は口内を切る怪我を負った。
中学校 教諭 60歳代	戒 告	教諭は、担任する男子生徒に対し、授業態度や課題に取り組まなかった事について指導した際、生徒が反抗的な態度をとったため、生徒の両肩、胸及び腹部等を左右拳で19回程度小突いたりした。さらに、生徒がふてくされた態度をとったことから、頭頂部を右拳で8回から10回程度叩いたりした。生徒に怪我はなかった。
高等学校 教諭 30歳代	文書訓告	教諭は、自宅に下宿させていた部員に対して、弁当を残したことを叱責した際、押し倒し、馬乗りになって左右の頬を平手で数回程度叩いた。生徒に怪我はなかった。
高等学校 教諭 30歳代	文書訓告	教諭は、担当する部活動の部員に対して、練習中、「デブ」、「バカ」などの暴言を繰り返した。

## <事故職員の声>

- ・当時の状況を考えた時、手を挙げる前に、生徒の目を見るなど、もっと違う指導ができたと思う。
- ・体罰でなくても、指導の手立てはあったのだろうと反省している。
- ・体罰は絶対してはいけないという思いがあったが、状況によってはやむを得ないという認識があった。
- ・「けがをさせない程度なら大丈夫」、「これくらいなら許される」という甘い考えや、「間違った児童生徒のため」という考えで叩いてしまった。
- ・体罰で支配し、その場を繕っても、生徒には何も身につかず、結果として何も指導できていないことと同じである。
- ・周りの職員から「先生の指導は、やり過ぎだ。」と、言われたことがなかった。
- ・体罰が起こるとその結果として、学校全体の教育力の低下を招くことを知った。
- ・できなかったプレーを叱るだけでなく、もっと練習方法を工夫するべきであった。
- ・チームを強くしたいというおごりから、部員一人一人の気持ちを軽んじていた。

## <事故職員が語る対策>

- ・一生懸命に子どものためにやっているという思い上がりを持たず、謙虚な気持ちで接する。
- ・長期的視野で心の余裕を持ち、粘り強く指導し、生徒意識の理解力を育成する。
- ・生徒理解の一助として、情報交換の場を設け、多面的な生徒理解に努める。
- ・体罰をなくすには、①「児童生徒のやる気を引き出す」指導方法の研修、②専門分野での指導技術の研修が必要である。
- ・互いに注意できる職員間の連携とコミュニケーションを大切にする。
- ・体罰は認めないとする職場の雰囲気は厳しいことを知る。
- ・自分自身の意識改革が必要であり、自己研修の徹底を図る。
- ・児童生徒ときちんと向き合って、きちんと説得する力がある先生は、体罰をしない。自分もそうした力をつけていきたい。

## <懲戒処分の指針> 児童生徒に対する非違行為関係（抜粋）

### （1）体罰等

- ア 体罰により幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた職員は、**免職**とする。
- イ 体罰により児童生徒に傷害を負わせた職員は、**停職、減給又は戒告**とする。ただし、体罰を常習的に行っていた場合、又は体罰の態様が特に悪質な場合は、**免職又は停職**とする。
- ウ 侮蔑的な言動により児童生徒に精神的苦痛を負わせた場合は、体罰の量定に準じて扱う。

## <関連法規>

### **学校教育法** 第11条（児童・生徒等の懲戒）

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、**体罰を加えることはできない。**

### **刑法** 第204条（傷害）

人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

### 同法第208条（暴行）

暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

### 同法第220条（逮捕及び監禁）

不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、3月以上7年以下の懲役に処する。

### **民法** 第709条（不法行為による損害賠償）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

### 平成25年3月6日付け教職第873号通知

「職員の綱紀の粛正について」（体罰根絶に向けた取組について）

### 平成25年3月21日付け教職第928号通知

「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」



## ☆ 体罰等に関する考え方について(千葉県版)

名称	特徴	態様		考え方	懲戒処分の指針
体罰	暴行・傷害行為	肉体的苦痛	強く叩く、殴る、蹴る、転倒させる等	指導に関係するものであっても、「適正な懲戒権の範囲」に含めるとすることはできず、違法行為である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>体罰により児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた職員は、免職とする。</li> <li>体罰により児童生徒に傷害を負わせた職員は、停職、減給又は戒告とする。ただし、体罰を常習的に行っていた場合、又は体罰の態様が特に悪質な場合は、免職又は停職とする。</li> </ul>
		精神的苦痛	正座、直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる		
不適切な行為	不適切な指導	肉体的・精神的負担（軽微な有形力の行使）	つねる、小突く、押さえつける、げんこつで押す、襟首をつかむ、胸ぐらをつかむ	指導に必要な行為であるとは通常想定できないことから、原則として、「適正な懲戒権の範囲」に含まれるとすることはできず、恐怖感や不信感を抱かせる指導は、他の適切な指導方法に代えていかなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>侮蔑的な言動により児童生徒に精神的苦痛を負わせた場合は、体罰の量定に準じて扱う。</li> <li>懲戒処分を行わないことに相当の理由があると認められるときは、懲戒処分以外の訓告等の措置を行うこともできる。</li> </ul>
	行きすぎた指導	肉体的・精神的負担	執拗且つ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導	「適正な指導の範囲」か否かは、児童生徒の発達状況や態様、継続性等を考え判断すべきであるが、恐怖感や不信感を抱かせる厳しい指導は、他の適切な指導方法に代えていかなければならない。	
	暴言等	精神的負担	ののしる、威嚇する、人格を否定する、バカにする、集中的に批判する	暴言等により恐怖感や不信感を抱かせる指導は、他の適切な指導方法に代えていかなければならない。	
指導の範囲内	教育的指導の中での有形力の行使	腕をつかんで連れて行く、身体を揺する・肩をたたく、大声で注意する、居残り、起立、学校当番の割り当て		「適正な懲戒権の範囲」内である。	
正当防衛 正当行為	肉体的苦痛・負担を伴う有形力の行使	児童生徒や教員自身の防衛のために、やむを得ずした有形力の行使		通常、正当防衛、正当行為として判断される。	

※この表は目安であり、児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断しています。

### 先輩と後輩の会話 ③

後：体罰の事例を読むと、こんなに親身になって指導しているのに、割に合わないと感じてしまうのですが、先輩はどう思いますか。

先：僕らの仕事は、利潤の追求のように結果がはっきりしないから、甘いと言われがちだけど、子どもを導いていくことって、熱意も、時間も、忍耐も、アイデアも必要で、だから一人ではできないってことをもっと、意識すべきなんじゃないかな。

後：体罰を起こさないために、組織的な指導をするよう言われているけど、先生方って、忙しいと言いながらも、実は組織的指導にあまり慣れてないと感じます。

先：教員はもともと、まじめで、いろいろな成功体験を持った人が多いのだけれど、一方で、一人一人の力には限界を感じている人も多いのじゃないかな。だからこそ、組織やその成果に期待ができれば、参加してくれると思うよ。

後：体罰と懲戒の境界って、どこに置けばいいんですか。

先：簡単に区別するのは難しいね。文部科学省も、懲戒の内容が、身体的な性質のものに当たると判断され時に、体罰に該当するといっているけど、主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきと言っているよ。例えば、両肩を掴んで正対させた場合や、大声で注意した場合など、教育的配慮の下にされた行為であれば、正当化される余地があると考えられるかもしれないね。その反対に、叩いていないからといって、子どもの人格を否定するような言葉を使って叱ったり、見せしめとして子どもに辱めを感じさせるような表現で注意をするような指導は、あってはいけないことなんだ。先生方が、お互いの指導を言葉で整理するために、8ページに体罰に関する考え方の表が示されているよ。

後：体罰をしないで、児童生徒を指導するためにはどんな実践が必要だと思いますか。

先：まず、児童生徒への指導で困難を抱えた場合、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員に報告・相談ができる体制を作る事が大事だと思うよ。ホウ・レン・ソウ（報告・連絡・相談）というけど、報告や相談を受けた側が、きちんと調整して、方針を立て、最後まで確認しながら関わっていかないと、任せただけでは個人プレーのままに終わってしまうよ。肝心なのは、組織全体が、焦って体罰のような力による解決を個人に依存して、容認してしまう雰囲気を決して作らないこと。それから、適切な懲戒によって、粘り強く指導することで、児童生徒が成長していく成功事例を、若い教員に見せていくことが大事だと思うよ。職場全体に目標達成意識や活気がない学校だと、個人プレーが起きやすく、力で生徒を何とか指導しようと、正邪の判断が行えなくなってしまうんだ。

後：じゃあ、成功体験を先輩見せてくれますか。

先：一人じゃ無理だよ。一緒にやろう。

### Ⅲ 個人情報の取扱いの事例

学校では、児童の個人情報を含むデータを保存するため、USBメモリ 5本を取り出し簿に記載して使用していた。教諭は、その1本を保管用ボックスから取り出し、教室のパソコンに差し、校外学習で撮影した写真を使った授業を行った。

3日後、同メモリを保管用ボックスから取り出そうとしたところ、同メモリがなくなっていることに気づいた。3日前の授業終了間際に、気分が悪くなった児童を保健室に連れていったことを思い出したものの、同メモリを保管用ボックスに返却したかどうかははっきりしなかった。

同メモリには、過去4年分の定期テストの成績を納めたファイルと学級連絡網が入っていた。なお、保管用ボックスは施錠されているものの、誰でも解錠することができる状態であった。

#### 事故に至る背景

- ・個人情報の管理について社会的に関心が高まっている中、個人情報の管理に対する危機管理意識が希薄なままであった。
- ・校内で共用のUSBメモリであったことから、多くの個人情報が1本に蓄積されていた。
- ・教材用データは、デスクトップにコピーして使用するなど、USBメモリをパソコンに差したままにしないような、校内ルールが徹底されていなかった。
- ・「教室内」「短時間の放置」「児童の目前」等の状況であったことから、安全について過信があった。
- ・いつの時点、どこの場所で、同メモリを紛失したのか、はっきりしなかった。
- ・保管用ボックスが容易に開けられる状況であった。

#### 事故後の状況

- ・全職員の協力を得て、土曜日・日曜日を含め、数日間にわたり、学校周辺に捨てられていないか、捜索を行った。
- ・情報漏洩がないか、インターネットをチェックするなど、2か月以上にわたり、2次被害が発生していないか監視した。
- ・学校の個人情報に係る管理について、児童、保護者からの信頼を失うこととなった。

#### 事故防止のための学校としての留意点

- ① 個人情報を含む電子データの保存、管理の方法について、学校としてルールを確立し、共通理解を図るとともに、職員一人一人が実行できるように技能の習熟を図る。
- ② 新規作成ファイルを使う際、予めパスワードを設定したファイルを使う等、より強固なセキュリティ対策を取る。
- ③ 個人情報を外部に持ち出す場合のルールを決める。児童生徒の個人情報等守るべき情報は、原則として持ち出さないことを確認する。
- ④ コンピュータウィルス対策ソフト等のセキュリティ対策をとる。また、パソコン本体には、児童生徒の個人情報を保存しない。
- ⑤ 成績等の個人情報に係る紙媒体の持ち出しについては、できる限り学校名や個人名を記載しない等、万が一盗難被害等に遭った場合でも個人が特定されないような工夫をする。
- ⑥ 不要なデータをいつまでも外部記憶媒体に残しておかない。

## <他の事例>

学校種別	処 分	事故の概要
他県	減 給 以上	外部への無断持ち出しが禁止されている児童生徒の個人情報を5回にわたって無断で学校から持ち出し、保存していた自宅のパソコンのウイルス感染によって、大量にインターネット上に流出させる事態を招いた。
小学校 教諭 20歳代	戒 告	教諭は、通知表の所見を仕上げるため、個人所有のUSBメモリに成績等を保存して退勤した。帰宅途中で立ち寄った大型小売店屋外駐車場で車上荒らしに遭い、USBメモリの入ったバッグが盗まれた。なお、USBメモリにパスワードが設定されていなかった。
小学校 教諭 50歳代	文書訓告	教諭は、成績処理をするため、成績データを保存したUSBメモリを入れたバッグを持って退勤して、自宅の居間に置いた。数分後、空き巣に遭い、USBメモリの入ったバッグが盗まれた。なお、USBメモリにパスワードが設定されていた。
中学校 教諭 20歳代	文書訓告	教諭は、部活動大会に生徒を引率し、体育館ステージの本部席に置いたショルダーバッグを紛失した。同バッグには、部員の連絡網や名簿等の個人情報が入っていた。
中学校 教諭 20歳代	厳重注意	教諭は、家庭訪問のため、インターネット上の地図サービスに生徒の住所や氏名を入力した。その際、「公開設定」になっていたため、不特定多数の者が閲覧できる状態になっていた。

## <事故職員の声>

- ・「車上荒らし」というリスクは意識になかった。
- ・「車上荒らし」は知っていた。自分の身に起こってから、こんなに多くあるのだと理解した。自分が車上荒らしに遭うとは思ってなかった。
- ・昨年の個人情報データは、早く消すべきであった。
- ・個人所有のUSBメモリなので、個人情報を持ち出すという意識が低かった。
- ・パスワードのかけ方が分らず、調べようと思っているうちに時間が経ってしまった。
- ・個人で開いていたブログに学校の様子を書いてしまい、保護者から苦情を受けてしまった。

## <事故職員が語る対策>

- ・仕事の優先順位を決め、学校内でしかできない個人情報や成績にする業務は、余裕をもって進める。
- ・データ保存の校内ルールに基づいて、情報を管理する。

## 懲戒処分の指針> 一般サービス関係関係（抜粋）

### (7) 秘密漏えい

職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、**免職又は停職**とする。

### (8) 個人情報の紛失、盗難

児童、生徒等に係る重要な個人情報を、重大な過失により、紛失し又は盗難に遭った職員は、**減給又は戒告**とする。

(9) 個人の秘密情報の目的外収集

その職権を濫用して、専ら職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員は、**減給**又は**戒告**とする。

<関連法規>

**地方公務員法** 第34条第1項 (秘密を守る義務)

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

**同法第60条 (罰則)**

左の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

**第2号** 第34条第1項又は第2項の規定(第9条の2第12項において準用する場合を含む。)に違反して秘密を漏らした者

**千葉県個人情報保護条例** 第14条 (職員等の義務)

個人情報を取り扱う実施機関の職員又は職員であった者は、その職務上知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

平成18年3月20日付け教総第449号通知 (総務省からの通知)

「個人情報の持ち出し等による漏洩等の防止について」

平成18年5月30日付け教職第125号教指第347号通知 (文科省からの通知)

「学校における個人情報の持出し等による漏えい等の防止について」

平成20年9月19日付け教職第754号・教指第1145号通知

「学校における個人情報の管理の徹底について」

先輩と後輩の会話 ④

後：個人情報の流出は、この学校でも心配ですね。

先：全体の成績管理システムは、閉じられたシステムで一括管理されているけど、個別の成績管理は個々の先生がやっているからね。

後：私たちが扱っている情報のうち、どこまでが個人情報なんでしょう。

先：個人が特定できて、その人が他に知られたくない情報はすべてだよ。自治体の住民基本台帳のデータが名簿業者に漏洩した事故では、一人あたり1万円の損害賠償が認められた判例があるよ。だから、忙しいからと言って、黙ってテスト問題を持ち出したり、個人所有のUSBメモリに生徒の個人情報がぎっしり入ったままというのは、絶対にダメなんだ。

後：これは、学校全体でルールを見直して、実践していかなければならない問題ですね。

先：僕もそう思っていたところだよ。教頭先生に相談してみよう。

## IV 飲酒運転の事例

教諭は、午後8時頃から自宅で酒を飲み始めた後、「雷雨の影響で電車が不通となった。塾から帰れない。」という小学校6年生になる娘からの電話を受けた。教諭は、最寄り駅の1つ先の駅まで娘を迎えに行くため、自家用車を運転したところ、ガードレールに衝突する事故を起こした。

### 事故に至る背景

- ・教諭自身が、飲酒運転の危険性、重大性を十分理解していなかった。
- ・日頃、飲酒運転はいけないと考えていたが、家族を優先してしまった。
- ・電車が不通になった場合の対応ができていなかった。
- ・少しの飲酒だから大丈夫であるとの甘い考えをもってしまった。

### 事故後の状況

- ・110番通報で到着した警察署員の実況見分を受けた。
- ・道路交通法違反（酒気帯び運転）の容疑で現行犯逮捕された。
- ・懲戒免職となった。

### 事故防止のための学校としての留意点

- ①学校等で計画した飲酒を伴う会合の場合には、管理職又は幹事等が、参加する職員全員の飲酒後の帰宅方法を一人一人から申告をさせ、会合終了後に帰宅方法を確認する。
- ②やむを得ず自家用車で参加した職員がいる場合は、会合が終了するまで、鍵を預かる等の指導を徹底するとともに、同席者は、絶対に飲酒をさせないようにする。
- ③校内研修を充実させる。
  - ・職員に対し、飲酒運転は、重大で悲惨な事故につながる人が多いこと、被害に遭う人は、何の落度もないのにある日突然に命を奪われてしまうこと等を認識させる。
  - ・飲酒後は、飲酒前に比べ『適正な判断をすることが困難になる』ことについて、資料や実例等を基にして徹底させる。
  - ・飲酒後に仮眠等をして酔いを覚ましたとしても、アルコールが体内に残っている可能性があることを認識させる。
  - ・車を運転する者に飲酒をさせた者、同席していた者も罪に問われることを認識させる。

### <他の事例>

学校種別	処 分	事故の概要
小学校 教頭 50歳代	免 職	教頭は同僚6名と飲食店で飲酒し、学校に停めておいた自家用車で帰宅途中に、追突事故を起こし現場から逃走した。自宅で、酒気帯び運転、事故不申告で逮捕された。
高等学校 教諭 40歳代	失 職	教諭は同僚宅で、同僚3名とビールや焼酎を飲んだ。教諭は、車中泊をしようと自分の車に入ったが寝付けず、自家用車を運転して帰宅した。立ち寄ったガソリンスタンド店員の通報で警察に通報され、翌日、酒酔い運転の疑いで逮捕された。
中学校 教諭 40歳代	停 職 3 月	教諭は飲食店において同僚と2人で飲酒をし、深夜、携帯電話で運転代行に連絡したが連絡がとれなかったため、自家用車の中で1時間30分ほど仮眠した後、自家用車を運転して自宅へ向う途中、検問をしていた警察署員に酒気帯び運転で検挙された。

学校種別	処 分	事故の概要
中学校 教諭 50歳代	停 職 3 月	教諭は部活動大会の懇親会に参加し、大会関係者と飲食店で飲酒をした。当初は、電車を利用して帰宅する予定だったが、駅近くの学校に停めておいた自家用車を運転して帰宅する途中、検問をしていた警察署員に酒気帯び運転で検挙された。

### <事故職員の声>

- ・ 少しの飲酒なら大丈夫だと思った。もう一度やり直したい。
- ・ 飲酒後、コンビニの駐車場でひと眠りしたので、大丈夫だと思った。
- ・ 事故の被害に遭われたご家族には、謝罪の言葉もない。一生を通じて償いたい。
- ・ 死亡事故を起こしてもおかしくない状況であったが、自宅まで、あとわずかの距離であったので運転し続けた。

## <懲戒処分の指針> 交通事故・交通法規違反関係（抜粋）

### （1）飲酒運転での交通事故

飲酒運転（酒酔い及び酒気帯び運転をいう。以下同じ。）で交通事故（人身及び物損事故（自損を含む。）をいう。以下同じ。）を起こした職員は、**免職**とする。

### （2）飲酒運転での交通法規違反（発覚）

ア 酒酔い運転をした職員は、**免職**とする。

イ 酒気帯び運転をした職員は、**免職**又は**停職**とする。

### （3）飲酒運転における同乗者等

飲酒運転であることを知りながらその車両に同乗していた職員、又は運転することを知りながら飲酒をすすめた上、飲酒運転を止めなかった職員は、**免職**又は**停職**とする。

### <関連法規>

#### **道路交通法** 第65条（酒気帯び運転等の禁止）

1 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

3 何人も、第1項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

#### **同法第117条の2（要約）**

酒に酔った状態（正常な運転ができない恐れがある状態）で運転した者は5年以下の懲役又は100万円以下の罰金。

#### **同法第117条の2の2（要約）**

酒気帯び運転（呼気10につき0.15mg以上のアルコール濃度が検知された状態）の者は3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

#### **刑 法** 第208条の2（危険運転致死傷）

アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、よって、人を負傷させた者は15年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は1年以上の有期懲役に処する。（略）

#### **同法第211条（要約）（業務上過失致死傷等）**

業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。（略）

#### **地方公務員法** 第16条（欠格条項）

2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

## V 交通事故の事例

教諭は、夕方、自家用車を運転して帰宅するため、県道を走行中、押しボタン式信号が設置された横断歩道のある前方の赤信号を看過したまま、漫然と時速40キロメートルで進行した過失により、同横断歩道を青信号で歩行していた歩行者に接触する事故を起こした。同歩行者は、同日に死亡した。

### 事故に至る背景

- ・教諭は最近風邪気味で、生徒の答案のことなどを考え運転していた。
- ・教諭は前方の赤信号を看過し、横断歩道の安全を確認して進行すべき業務上の注意を怠り、ブレーキをかけたが間に合わず、歩行者に衝突した。

### 事故後の状況

- ・教諭は、駆け付けた警察署員に自動車運転過失傷害で逮捕された。
- ・その後、同歩行者が死亡したため、自動車運転過失致死傷にて起訴された。
- ・裁判により、禁固3年（執行猶予4年）の判決を受け、失職をした。

### 事故防止のための学校としての留意点

- ①交通事故・交通違反防止について、研修を実施し、教職員のモラルを向上させるための具体的な取組を行う。
- ②教職員が事故を起こした場合は、速やかに報告するよう指導する。
- ③教職員が疲れや悩み等から、交通事故等を起こすことのないよう、教職員の健康管理を行う。

### <他の事例>

学校種別	処分	事故の概要
中学校 教諭 30歳代	失職	教諭は自家用車を運転中、道路左側を同一方向に歩いていた女性2人とそれぞれ接触して怪我を負わせたものの、事故を認識せずにそのまま走行したため、同日、自動車運転過失傷害及び道路交通法違反の疑いで緊急逮捕された。その後、救護義務違反について裁判で争ってきたが、上告が棄却され、懲役3年（執行猶予4年）の刑が確定した。
中学校 教諭 20歳代	戒告	教諭は自家用車を運転中、カーナビゲーションの操作に気を取られ、前方左右を注視せず、自転車に乗って同じ方向に走っていた男性に衝突した。被害男性は、外傷を負い死亡した。その後、教諭は、警察の聴取に素直に応じ、罰金100万円の略式命令を受けた。
高等学校 教諭 50歳代	厳重注意	教諭は退勤するため、自家用車を運転し、信号機のない右方の見通しが悪い交差点を減速して直進中、右方路地から飛び出してきた相手側自転車と衝突して相手側を転倒させ、骨折（全治3か月）の怪我を負わせた。

### <事故職員の声>

- ・今思えば、深夜2時過ぎであり、翌日は週休日であったので、帰宅を急ぐ理由はなかった。友人宅に泊まっていれば、大事故を起こすことは避けられた。
- ・ガスの点検に立ち会うためとはいえ、もっと時間の余裕を持って帰宅すればよかった。



## <懲戒処分の指針> 交通事故・交通法規違反関係（抜粋）

### （４）飲酒運転以外での交通事故

- ア 麻薬、覚せい剤等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転、又は共同危険行為等禁止違反により、交通事故を起こした職員は、**免職**とする。
- イ ひき逃げにより、人を死亡させ、又は傷害を負わせた職員は、**免職**とする。
- ウ 無免許運転により、人を死亡させた職員は、免職とし、傷害を負わせ、又は物損事故を起こした職員は、**停職**とする。
- エ 過労運転又は速度超過（超過速度 30 km/h（高速道路にあっては 40 km/h）以上）違反により、交通事故を起こした職員は、**停職、減給又は戒告**とする。
- オ 上記以外の交通法規違反により、交通事故を起こした職員に対し、**戒告又は訓告処分**を行う場合がある。

### （５）交通法規違反（発覚）

- ア 麻薬、覚せい剤等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転、又は共同危険行為等禁止違反をした職員は、**停職**とする。
- イ 無免許運転をした職員は、**減給**とする。

## <関連法規>

### 道路交通法 第 70 条（安全運転の義務）

車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

### 刑法 第 211 条第 2 項（業務上過失致死傷等）

自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、7 年以下の懲役若しくは禁錮又は 100 万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

### 学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱

#### 第 3 条第 2 号（使用承認をすることができない場合）

当該職員が、過去一年間において、その責に帰する交通事故を起こし、又は自動車運転に関し、罰金刑に処せられている場合

#### 同要綱 第 10 条第 3 項（交通事故・交通違反の報告等）

自家用車を公務使用中に、別に定める重大な交通法規違反を犯したときは、速やかに校長を経由して教育委員会に報告しなければならない。

※「別に定める重大な交通法規違反」とは、刑事罰に問われる交通法規違反とする。

#### <刑事罰に問われる交通法規違反の例>

酒酔い運転、酒気帯び運転、無免許運転、  
速度超過（一般道：30 km/h 以上、高速道路：40 km/h 以上）等

## V 公金等の不正処理の事例

高校の教諭は、担当する部活動の生徒から、部活動費と称して一人当たり毎月1,000円を徴収し、部活動の飲み物代等に支出していた。

加えて、遠征等があれば、その都度、個人名での文書を作成し、遠征費等を徴収し、その徴収金の管理は、個人名義で銀行口座を開設して管理していた。これらの徴収金について、年度末に会計報告を行うことなく、漫然と取り扱っていた。

当該部員の保護者から、会計報告がなく、徴収金の使途が分からないとの指摘を受けた教頭は、教諭に事情を確認したところ、上記のような処理を行っていた事実が判明し、約10万円の使途不明金が発覚した。

### 事故に至る背景

- ・部活動費と称するものの処理を、複数の顧問がいたにもかかわらず、1人の顧問が行っており、チェックするシステムが確立されていなかった。
- ・専用の通帳とは別に、教諭の独断で個人名義の通帳を作り、徴収金の一部を管理していた。
- ・徴収に際し領収書を発行せず、また、支出に関する領収書等も整理されておらず、年度末の会計報告も行っていなかった。
- ・生徒から部活動費を集めることを、管理職に報告することなく、教諭の独断で行っていた。
- ・管理職による部活動運営の実態把握が適切になされておらず、教諭の独断で生徒から毎月部活動費を集めていたり、遠征等の都度、遠征費等を集めていたりしたことに、保護者から指摘があるまで気付かなかった。

### 事故後の状況

- ・学校徴収金に対する生徒、保護者の不信感が生まれた。
- ・他の職員及び他校においても公金が適正に処理されているのか、再度確認作業が行われた。

### 事故防止のための学校としての留意点

- ①現金を取り扱う場合は、管理に十分留意するとともに、「県立学校私費会計取扱要綱」並びにそれに準じる規則に従い、原則として収納日当日に指定金融機関に払い込むシステムにする。
- ②納品等の確認、請求書の受領、支払いに係る起案、決裁、通帳からの振込、引出しの一連の手順を明確にしておき、それぞれを複数の職員がチェックできるようにしておく。
- ③定期的に、公金の執行状況及び諸帳簿等を点検する。特に、会計を担当した職員の異動時には、必ず引継ぎと点検をする。
- ④学校徴収金等の通帳に使用する印鑑は、職印又は校長の私印とし、印鑑は校長が、通帳は事務長がそれぞれ厳重に管理・保管する。
- ⑤汚損、書き間違い等を理由に再度払い出し書に押捺する場合は、不要になった払い出し書も提出させる。
- ⑥適正な手続により、納入業者を選定する。

### <他の事例>

学校種別	処 分	事故の概要
高等学校 教員 20歳代	免 職	職員は、書類を書き損じたようにして、預金払戻請求書に銀行届出印を押捺させ、生徒会予算や部活動費を不正に銀行から引き出し着服し、自己の債務返済や遊興費に充てた。

学校種別	処 分	事故の概要
高等学校 事務職員 50歳代	免 職	職員は、出納用キャッシュカードを無断で使い、また、校長の私印を勝手に使い作成した払い戻し伝票で現金をおろすなどの手口で、PTA会費、後援会費及び生徒会費を不正に着服した。
小学校 事務職員 40歳代	停 職 3 月	職員は、住居手当の申請書類の点検の際、自己の記載ミスを確認しながら、訂正せずに日付や賃料等を改ざんした。

#### <事故職員の声>

- ・自分の怠慢であると思う。学校事務の1つ1つの仕事の重さを認識した。
- ・公金処理の事務能力を低く見られると思い、管理職に言い出せなかった。
- ・出納帳をつけていれば、事故は防げたと思う。
- ・公文書の偽造ということも重なり、行ったことは非常に重い。

### <懲戒処分の指針> 公金公物取扱い関係（抜粋）

- (1) 横領 公金又は公物（学校徴収金等の諸会計に係る財産及び関係団体の財産を含む。以下同じ。）を横領した職員は、**免職**とする。
- (2) 窃取 公金又は公物を窃取した職員は、**免職**とする。
- (3) 詐取 人を欺いて公金又は公物を交付させた職員は、**免職**とする。
- (4) 紛失 公金又は公物を紛失した職員は、**戒告**とする。
- (5) 盗難 重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った職員は、**戒告**とする。
- (9) 公金公物処理不適正 自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした職員は、**減給**又は**戒告**とする。

#### <関連法規>

##### **刑 法** 第159条第1項（私文書偽造等）

行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した者は、3月以上5年以下の懲役に処する。

##### **同法** 第167条第1項（私印偽造及び不正使用等）

行使の目的で、他人の印章又は署名を偽造した者は、3年以下の懲役に処する。

**第2項** 他人の印章若しくは署名を不正に使用し、又は偽造した印章若しくは署名を使用した者も、前項と同様とする。

##### **同法** 第252条第1項（横領）

自己の占有する他人の物を横領した者は、5年以下の懲役に処する。

**第2項** 自己の物であっても、公務所から保管を命ぜられた場合において、これを横領した者も、前項と同様とする。

##### **同法** 第253条（業務上横領）

業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、10年以下の懲役に処する。

##### **民 法** 第709条（不法行為による損害賠償）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

## VII その他の事例(兼業ほか)

県立高校に勤務している教諭は、知人が店長をしている小売店において、同店長からの依頼を断りきれずに、夏季休業中、アルバイトとして働き、約60万円の報酬を受け取った。

### 事故に至る背景

- ・教諭は、知人とは幼なじみであり、経営状況が苦しいことを知っていたため、困っている知人のことを見逃ごせず、アルバイトをすることはいけないことだと知りながら、依頼を受けてしまった。
- ・当該校の生徒の保護者が、たまたま同店舗を訪れた際、当該教諭が店内で業務に従事していたことを見たことから発覚した。

### 事故後の状況

- ・教諭は、事実を認め、「いくら知人からの依頼であったとはいえ、公務員としていけない行為だった。大変申し訳ない。」と深く反省した。
- ・教諭は、減給1月の懲戒処分を受けた。

### 事故防止のための学校としての留意点

- ①任命権者の許可を受けなければ、報酬を得て他の業務に従事することはできない。
- ②従事する業務内容についても、全体の奉仕者たる公務員の信用を失墜するおそれのあるものは許可されない。
- ③懲戒処分の指針では、減給又は戒告になることを周知する。

### <他の事例>

学校種別	処分	事故の概要
教育機関 主席研究員 50歳代	減給 3月	職員は、療養休暇取得中に大学の非常勤講師として7回にわたり講義をした。また、市町村の自治体史の編さん事業に携わり報酬を得たが、その許可を得る手続きを怠った。
高等学校 教諭 30歳代	戒告	教諭は、住宅ローンの返済、信販会社への支払いのため、コンビニエンスストアで約1年半の間勤務し、報酬を得た。

### <事故職員の声>

- ・家族の名前なら大丈夫と言われて、お金を受け取った。
- ・店を助けるつもりでお金を受け取ってしまった。罪悪感は感じたが、わからないと思った。

### <懲戒処分の指針> 一般服務関係(抜粋)

#### (12) 営利企業等の従事許可を得る手続きのけ怠

ア 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続きを怠り、営利企業等に従事した職員は、**減給又は戒告**とする。

イ 教育に関する他の事業又は事務に従事することの承認を得る手続きを怠り、兼業を行った職員は、**減給又は戒告**とする。

## <関連法規>

### **教育公務員特例法 第17条（兼職及び他の事業等の従事）**

教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会。）において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

### **地方公務員法 第38条（営利企業等の従事制限）**

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

## <兼業以外のその他の事例>

- ① 教諭は、都内の公園で職務質問され、尿検査の結果、覚醒剤の反応が出たため逮捕された。
- ② 中学校教諭は、2年次のクラス替え作業の際電子データを誤って並び替えていたため、誤った指導要録の評定を調査書に記入し、当該高校に再判定を行わせた。
- ③ 教諭は、調査書作成直後、資格を取得した生徒からメモを受けとったが、失念し、調査書に資格が未記載であったことが、調査書の開示で分かった。
- ④ 教諭は、酒に酔った状態で、民家敷地内に許可なく侵入した。
- ⑤ 教諭は、百貨店で下着2着を万引きして逃走し、値札をはがすなど証拠隠滅を図った。

### 先輩と後輩の会話 ⑤

後：先輩、保護者とお話ししていても、公務員への強い風当たりを感じる場面ってありますよね。

先：確かに新聞紙面でよく取り上げられるけど、子どもたちの人格の形成に関わっていくという、公共性や専門性が求められていることを考えれば、当然の期待ということなんじゃないかな。

後：先輩、今日は厳しいですね。このテキストを読んでも、「あれもダメ」、「これもダメ」ばかりに思えてしまうんですが、先輩はどう思いますか。

先：僕たちの仕事は、保護者や地域の協力なしで、結果を出すのは難しいのだから、信頼を保てなければ、やりづらさは増すだけだと思うよ。子どもたちのためにということは、僕たち教員も保護者や地域の方々も同じなのだから、方向性は理解し合えるはずだよ。僕も子どもを小学校に通わせるようになって、先生方の様子を、保護者の立場で見てしまうこともあるよ。君も親の立場になればわかるんじゃないかな。

後：わかりました。先輩！

## セルフチェック一覧

### I わいせつ・セクハラ

- 一人対一人で児童生徒を指導するときは、ドアを開けておくなど、密室とならないよう配慮している。
- 児童生徒が悩んでいる様子や相談について、職員で情報を共有している。
- セクハラ行為について、十分理解している。
- 管理職や保護者の許可なしに、児童生徒とメールのやり取りをしていない。
- 児童生徒を車に同乗させない。
- 週休日等に、児童生徒と個人的に学校外で会っていない。
- 宿泊を伴う行事での児童生徒の見回りは、複数の教職員で担当し、一人で異性の部屋に入っていない。
- 飲酒をした上で、児童生徒を指導するようなことはない。

小計 / 8

### II 体罰

- 体罰の禁止、懲戒の範囲について、通知等を踏まえ、十分理解している。
- 「体罰は愛のムチである」「体罰やむなし」と肯定していない。
- 児童生徒への指導は、感情的にならず、教育的配慮をもって行っている。
- 自分一人で課題を抱え込むのではなく、同僚や管理職に相談している。
- 部活動等の指導では、勝利至上主義に陥ることなく、児童生徒の願いに応えられるように努めている。
- 体罰をしている同僚を見たら、速やかに止め、管理職に報告している。

小計 / 6

### III 個人情報の不適切な取扱い

- やむを得ず、個人情報を持ち出す場合は、管理職の許可をとり、必要最小限のものだけを自宅に着くまで肌身離さず、直接持ち歩いている。
- USBメモリ等の外部記録媒体には、パスワード等を設定している。
- パソコンは、パスワードでログインし、離席の際にはロックがかかる設定をしている。
- 個人情報を含むデータを、個人（自宅）のパソコンに保存していない。
- 車上荒らしやひったくりによる個人情報の盗難が多いことを理解している。
- 目的外に個人情報を収集し、使用していない。
- 児童生徒の画像等を使用するとき、2次被害に十分注意している。

小計 / 7

#### IV 飲酒運転

- 飲酒を伴う会合に行くときは、必ず車を自宅等に置いて会場に行っている。
- やむを得ず飲酒を伴う会合に車で行った場合は、他の人に車で来ていることを告げたり、管理職などに鍵を預けたりするなど、誤って車を運転しないような対策をとっている。
- 深夜まで飲酒した時は、翌朝、車やバイク等を運転していない。
- 飲酒をして事故（物損・自損を含む）を起こした職員は、懲戒免職になることを認識している。
- 車を運転する者に飲酒をさせた者、同席していた者も罪に問われることを認識している。
- 飲酒の量を、自分でコントロールできる。

小計 / 6

#### V 交通事故

- 人身事故を起こした場合には、被害者及びその家族のみならず、自らの家族にも心身の苦痛を与えることを理解している。
- 普段から、交通ルールを守っている。
- 運転中は、すべての注意力を運転に集中するように心がけている。
- 自動車を運転する場合は、絶えず危険を予測しながら運転することを心がけている。
- 出張等に行く場合は、時間に余裕を持って出発している。
- 携帯電話やカーナビゲーション等を操作しながら、車を運転することはない。
- 事故を起こした場合、自家用車の公務使用ができなくなったり、懲戒処分を受ける場合があることや、重大な事故では、禁錮以上の刑に処せられる場合があり、その場合は、失職することを理解している。

小計 / 7

#### VI 公金等の不正処理

- 公金及び学校徴収金については、一時的な立て替えであっても、流用していない。
- 集金する場合は、校長名の文書により行い、校長の決裁を受けている。
- 当該年度の収支終了後、速やかに決算書を作成し、残金が発生した場合は、最終学年においては卒業式までに、他の学年については年度末までに保護者宛に返還している。
- 学校徴収金等のすべての会計において、キャッシュカードを作成していない。
- 集金からチェックまで、1人で会計事務をしていない。
- 業者に対して、違う品物の納品等を依頼していない。
- 学校徴収金等の現金は、ロッカーや机等に保管せず、やむを得ない場合は事務室の金庫に保管している。
- 私的な金銭は、退勤の際に必ず持ち帰っている。

小計 / 8

#### VII その他（兼業）

- 教育公務員として、いかなる報酬も受け取っていない。
- 教育公務員として、営利企業に従事していない。

小計 / 2

**合計 / 44**

# サービスの原則

【参考】

☆ 「サービス」とは……組織が、その組織を維持し、その目的を統一的・能率的に達成するため、その組織の一員である職員に要求する規律。

(1) **サービスの根本基準**（関係法令：憲法15条、地公法30条）

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(2) **サービスの宣誓**（関係法令：地公法31条）

新たに職員となる者は、採用された際に、公務員としての義務を果たすことを県民に宣誓しなければならない。

(3) **法令等及び上司の職務上の命令に従う義務**（関係法令：地公法32条）

職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び規程にのっとり、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

(4) **信用失墜行為の禁止**（関係法令：地公法33条）

職員は、住民の信頼を裏切って、その職の信用を傷つけ、品位を汚し、また、職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(5) **秘密を守る義務**（関係法令：地公法34条）

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、また、退職後も同様の義務を負う。

(6) **職務に専念する義務**（関係法令：地公法35条）

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、また、自分が勤務する地方公共団体がなすべき業務にのみ従事しなければならない。

(7) **政治的行為の制限**（関係法令：地公法36条）

職員は、一定の政治的行為を制限されているが、これは、職員の政治的中立を保障することによって、地方公共団体の行政の公正な運営を確保し、あわせて、職員の利益を保護するのが目的である。

(8) **争議行為等の禁止**（関係法令：地公法37条、地公労法11条）

職員は、地方公共団体の正常な業務の運営を阻害したり、活動能率を低下させる行為をしてはならず、また、外部からの働きかけも一切禁止されている。

(9) **営利企業等の従事制限**（関係法令：地公法38条）

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員等への就任、私企業の経営、又は報酬を得て事業等に従事してはならない。



## 教職員のコンプライアンス向上を目指して！

【参考】

- 我々教職員は、子どもたちを教え育てる立場にあることから、一般の公務員に比べ、より高い倫理観をもち、法令等を遵守することはもちろん、社会規範やルール及びマナーを守り、子どもたちや保護者及び県民の信頼にこたえていくことが求められています。
- しかし、ひとたび不祥事が起きれば、子どもたちは傷つき、学校を含めて教育界全体への信頼は大きく損なわれます。
- 不祥事を起こした教職員に共通することがあります。それは、不祥事根絶の指導に対して、「自分には関係ないと思っていた。真剣に聞いていなかった。」ということです。
- そして、異口同音に、「事故を起こす前に戻って、もう一度やり直したい。」と言います。後悔は先に立ちません。
- 免職及び社会的影響の大きな事件に係る懲戒処分については、「職員の懲戒処分等に関する公表基準」により、原則、被処分者が勤務する**学校名、氏名が公表**されます。
- これまで懲戒処分により、被処分者の家族が居住を続けることや、子どもが学校に行きづらくなった例もあります。
- 絶対に不祥事を起こさない取組を一人一人の教職員が行いましょう。「懲戒処分の指針」を読み直し、あなたの教育活動、生活を見直しましょう。
- 懲戒処分は、昇給、期末・勤勉手当、退職手当の全てに影響します。（下記の例参照）免職の場合には、以後の給与、そして退職手当も支給されません。さらに、**教員免許は、失効**（教育職員免許法第10条第1項第2号による）となってしまいます。

### 損失額の計算例

平成26年1月の時点で、給料表が教育職（二）2-100である41歳教諭（扶養手当・住居手当なし）の場合

平成26年1月下旬に懲戒処分を受けた場合、定年退職までの損失額概算(試算)

戒告	約30万円以上
減給3月	約60万円以上
停職6月	約400万円以上
免職	以後の給与・退職手当の支給はなし。

- 不祥事を根絶するには、教職員一人一人が意識改革を図っていくことが大切です。やってはいけない（法令等で禁止されている）ことをやらないのは当然のこと、その上で、社会の規範やルールを遵守するというコンプライアンス意識の向上に取り組んで行きましょう。



不祥事根絶パンフレット  
「信頼される教職員のために」 (改訂版)

平成26年1月  
千葉県教育委員会

# 不祥事根絶パンフレットワークシート

○校内研修等で活用下さい。

## I わいせつ・セクハラの事例

県立高校に勤務する教諭は、高校2年生の時に担任をしていた女子生徒とメールでやり取りをするようになった。また、直接会って相談がしたいという女子生徒の申し出に応じて、女子生徒を車に乗せ、女子生徒宅付近まで送るようになった。その後、メールのやりとりから教諭の自宅を知った女子生徒が自宅を訪ねてくるようになった。ある晩、教諭は、女子生徒とともに飲酒した後、性的な関係を持った。

### I わいせつ・セクハラ

- 一人対一人で児童生徒を指導するときは、ドアを開けておくなど、密室とならないよう配慮している。
- 児童生徒が悩んでいる様子や相談について、職員で情報を共有している。
- セクハラ行為について、十分理解している。
- 管理職や保護者の許可なしに、児童生徒とメールのやり取りをしていない。
- 児童生徒を車に同乗させない。
- 週休日等に、児童生徒と個人的に学校外で会っていない。
- 宿泊を伴う行事での児童生徒の見回りは、複数の教職員で担当し、一人で異性の部屋に入っていない。
- 飲酒をした上で、児童生徒を指導するようなことはない。

小計

/ 8

## II 体罰の事例

中学校に勤務して8年目になる教諭は、第3学年担任として毅然とした生活指導を行い、多くの保護者から、子どもたちに基本的生活習慣が身についたと言われ、支持されていた。

9月に入り、教諭は、数名の教科担任から担当する生徒Aについて「Aが立ち歩いたり、奇声を上げたりして授業にならない。」という声を耳にするようになった。放課後、Aに事情を聞くと、Aは、教室に居場所がないことや、進学先について両親の口論が絶えないことを話した。教諭が話を聞き終わると、Aは「先生に迷惑をかけて、すいませんでした。」と言った。その後、Aによる授業妨害がある度に、教諭はAに対して粘り強く指導した。

ある日、教諭は、給食指導を終えて職員室に戻ったところ、学年職員から「Aが言うことを聞いてくれないから、何とかしてほしい。」と頼まれた。

5校時は、道徳の授業であった。教諭は、居眠りをしているAに声をかけたところ、「うるさい。お前に関係ないだろう！」と言って立ち上がった。教諭は、教室を出ようとするAが掴んだ教諭の手を振り払ったことに激高し、「いい加減にしろ。」と言って右平手でAの左ほほを1回強く叩いた。Aは、しばらく立ち尽くしていたが、自席に大人しく座った。

教諭は、Aに目立った外傷もないことから、そのまま帰宅させた。その日の夜、教諭は、Aの自宅に電話を入れたところ、Aの母親から「うちの子が悪かった。申し訳ない。」と言われて、ほっとした。

月曜日の早朝、Aの父親が「体罰があったのに謝罪に来ないのはどういうことか。」と言って来校し、Aが「先生が怖くて学校に行きたくない。」と言っていることを校長に訴えた。

### II 体罰

- 体罰の禁止、懲戒の範囲について、通知等を踏まえ、十分理解している。
- 「体罰は愛のムチである」「体罰やむなし」と肯定していない。
- 児童生徒への指導は、感情的にならず、教育的配慮をもって行っている。
- 自分一人で課題を抱え込むのではなく、同僚や管理職に相談している。
- 部活動等の指導では、勝利至上主義に陥ることなく、児童生徒の願いに応えられるように努めている。
- 体罰をしている同僚を見たら、速やかに止め、管理職に報告している。

小計

/ 6

### Ⅲ 個人情報の不適切な取扱いの事例

学校では、児童の個人情報を含むデータを保存するため、USBメモリ 5本を取り出し簿に記載して使用していた。教諭は、その1本を保管用ボックスから取り出し、教室のパソコンに差して、校外学習で撮影した写真を使った授業を行った。

3日後、同メモリを保管用ボックスから取り出そうとしたところ、同メモリがなくなっていることに気づいた。3日前の授業終了間際に、気分の悪くなった児童を保健室に連れていったことを思い出したものの、同メモリを保管用ボックスに返却したかどうかははっきりしなかった。

同メモリには、過去4年分の定期テストの成績を納めたファイルと学級連絡網が入っていた。なお、保管用ボックスは施錠されているものの、誰でも解錠することができる状態であった。

#### Ⅲ 個人情報の不適切な取扱い

- やむを得ず、個人情報を持ち出す場合は、管理職の許可をとり、必要最小限のものだけを自宅に着くまで肌身離さず、直接持ち歩いている。
- USBメモリ等の外部記録媒体には、パスワード等を設定している。
- パソコンは、パスワードでログインし、離席の際にはロックがかかる設定をしている。
- 個人情報を含むデータを、個人（自宅）のパソコンに保存していない。
- 車上荒らしやひったくりによる個人情報の盗難が多いことを理解している。
- 目的外に個人情報を収集し、使用していない。
- 児童生徒の画像等を使用するとき、2次被害に十分注意している。

小計

/ 7

## IV 飲酒運転の事例

教諭は、午後8時頃から自宅で酒を飲み始めた後、「雷雨の影響で電車が不通となった。塾から帰れない。」という小学校6年生になる娘からの電話を受けた。教諭は、最寄り駅の1つ先の駅まで娘を迎えに行くため、自家用車を運転したところ、ガードレールに衝突する事故を起こした。

### IV 飲酒運転

- 飲酒を伴う会合に行くときは、必ず車を自宅等に置いて会場に行っている。
- やむを得ず飲酒を伴う会合に車で行った場合は、他の人に車で来ていることを告げたり、管理職などに鍵を預けたりするなど、誤って車を運転しないような対策をとっている。
- 深夜まで飲酒した時は、翌朝、車やバイク等を運転していない。
- 飲酒をして事故（物損・自損を含む）を起こした職員は、懲戒免職になることを認識している。
- 車を運転する者に飲酒をさせた者、同席していた者も罪に問われることを認識している。
- 飲酒の量を、自分でコントロールできる。

小計

/ 6

## V 交通事故の事例

教諭は、夕方、自家用車を運転して帰宅するため、県道を走行中、押しボタン式信号が設置された横断歩道のある前方の赤信号を看過したまま、漫然と時速40キロメートルで進行した過失により、同横断歩道を青信号で歩行していた歩行者に接触する事故を起こした。同歩行者は、同日に死亡した。

### V 交通事故

- 人身事故を起こした場合には、被害者及びその家族のみならず、自らの家族にも心身の苦痛を与えることを理解している。
- 普段から、交通ルールを守っている。
- 運転中は、すべての注意力を運転に集中するように心がけている。
- 自動車を運転する場合は、絶えず危険を予測しながら運転することを心がけている。
- 出張等に行く場合は、時間に余裕を持って出発している。
- 携帯電話やカーナビゲーション等を操作しながら、車を運転することはない。
- 事故を起こした場合、自家用車の公務使用ができなくなったり、懲戒処分を受ける場合があることや、重大な事故では、禁錮以上の刑に処せられる場合があり、その場合は、失職することを理解している。

小計 / 7



## VI 公金等の不正処理の事例

高校の教諭は、担当する部活動の生徒から、部活動費と称して一人当たり毎月1,000円を徴収し、部活動の飲み物代等に支出していた。

加えて、遠征等があれば、その都度、個人名での文書を作成し、遠征費等を徴収し、その徴収金の管理は、個人名義で銀行口座を開設して管理していた。これらの徴収金について、年度末に会計報告を行うことなく、漫然と取り扱っていた。

当該部員の保護者から、会計報告がなく、徴収金の使途が分からないとの指摘を受けた教頭は、教諭に事情を確認したところ、上記のような処理を行っていた事実が判明し、約10万円の使途不明金が発覚した。

### VI 公金等の不正処理

- 公金及び学校徴収金については、一時的な立て替えであっても、流用していない。
- 集金する場合は、校長名の文書により行い、校長の決裁を受けている。
- 当該年度の収支終了後、速やかに決算書を作成し、残金が発生した場合は、最終学年においては卒業式までに、他の学年については年度末までに保護者宛に返還している。
- 学校徴収金等のすべての会計において、キャッシュカードを作成していない。
- 集金からチェックまで、1人で会計事務をしていない。
- 業者に対して、違う品物の納品等を依頼していない。
- 学校徴収金等の現金は、ロッカーや机等に保管せず、やむを得ない場合は事務室の金庫に保管している。
- 私的な金銭は、退勤の際に必ず持ち帰っている。

小計	/ 8
----	-----

月 日 ( )

氏名 ( )

## VII その他(兼業など)の事例

県立高校に勤務している教諭は、知人が店長をしている小売店において、同店長からの依頼を断りきれずに、夏季休業中、アルバイトとして働き、約60万円の報酬を受け取った。

### VII その他(兼業)

- 教育公務員として、いかなる報酬も受け取っていない。
- 教育公務員として、営利企業に従事していない。

小計

/ 2